

平成 23 年度 第 11 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 10 月 11 日（火）16 時 44 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

冒頭で五十嵐副大臣が説明されていましたが、復興特区における法人税の 5 年間無税措置の関係で幾つか伺いたいののですが、まず前回のときに五十嵐副大臣御自身が、実際やる場合に税制全体のゆがみとかいろいろなバランスを考慮しないと駄目だとおっしゃっていたかと思うのですが、どの辺りをそういう意味で考慮されたのかということと、今後、これは実際にどういう企業に使ってもらいたいと考えているかという期待も含めて教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

私が幾つか憂慮した点がございまして、例えば再投資すればいい、準備金に積み損金算入で無税になるということですが、再投資の際に、例えば役員用の高級車をたくさん買ってしまったり、結局FRINGE BENEFITになって、いわゆる租税回避の手段に使われないか。

もう一点は、札幌化現象といいますか、ウランバートル化現象といいますか、中心部分だけ栄えて、本当に企業に立地してほしい被災地が逆に過疎化してしまうようなことが起きないかという弊害部分をどうやって封じ込めて構成するかということを考えまして、かなりいろいろな注文を事務当局に私の方から出して、精査をしてもらって、何回か議論を重ねて作らせていただきました。使い勝手が悪過ぎてもいけないし、また逆に濫用、悪用されてもいけないということで、ぎりぎり詰めた案になっていると思います。まさに新規立地を求めるわけですが、既成の企業についても分社化してそこに投資をしていただく、工場を建てていただく、雇用を増やしていただくということについては可能でございますので、是非、製造業をはじめ雇用に結び付く企業にこの制度を活用していただいて、立地を、そして雇用を増やしていただきたいと期待しているところでございます。

○記者

関連で伺いたいののですが、この措置も含めて、復興特区の、古川大臣がアメリカの講演でおっしゃっていたことですが、うまくいけばほかの地域にも広げていくという趣旨のことをおっしゃっていたと思うのですが、そういう意味で今後の発展性といいますか、その辺は何かイメージされていればお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

まだ、これがどのように使われるか見なければいけません。ただ、この考え方と同じ考え方を、例えば今、沖縄について特区制度がございますけれども、使い勝手が悪いという議論が出ております。沖縄にも似たような考え方で修正を加えていく必要があるか、これから沖縄復興の新しい計画を立てなければいけませんけれども、その際にこの東日本大震災の復興税制を参考に手直しを考えなければいけないと考えております。そういう意味では波及性があり得ると思っております。

○記者

この新しく発表された措置ですが、向こう1年間でも5年間でも10年間でも結構ですが、どの程度の利用を見込んでらっしゃるかというのはございますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ、これはやってみないと分からないと思います。

○記者

具体策の(1)と(2)というのは、選択的なものでしょうか、それとも、併存するのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

選択制でございます。それとも、資料1のことですか。

○記者

ええ、そうです。

○五十嵐財務副大臣

資料1については、順番に行くといいますか、要するに積立てが終わった後の話ですから、これは当然、後に続いていく話です。今、私が申し上げたのは、もともとあった2つの制度、選択制の中の3番目に今度の制度が入るという意味で申し上げたので、この資料1は同時にといいますか、(1)をやった後、(2)の即時償却が使えるという話でございます。

○記者

今日のこの大綱は、これをもって修正版で決定されたという理解でよろしいでしょうか。この後、何か閣議にかかったりなどはするのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

いや、基本的に、この大綱を基に法案をつくるということでございます。

○記者

この特区の法人税の関係ですけれども、ちょっと細かいことで恐縮ですが、所得金額を全部準備金に積み立てなければいけないということなのか、その一部を積み立てて、その部分だけ…。

○五十嵐財務副大臣

いや、積み立てた分が無税になる、損金算入されるということですから、別に使いたい人はお使いになられても結構なわけです。

○記者

所得の半分をとく、そういうふうな使い方というのは可能なのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それは勿論、選び方だと思います。

○記者

この特区税制の地域の指定ですが、これはいわゆる特区が置かれるところ全体からより狭まった形で定義されていると考えていいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

はい、少し限定をさせていただいているということです。

○記者

それは、ここに文章で定義がありますけれども、具体的なエリアのイメージというものはどういうものを描いていらっしゃるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、先ほどちょっと申し上げましたけれども、例えば仙台市というのはいわゆる津波区域も含んだ自治体でございますが、仙台市の中核部分、市街地域、旧市街地部分は何ら被害を受けておりません。そこに集積をして、本当の津波地域に何も行かなければ意味がない。全く意味がないわけではないですけれども、かなり離れているところもありますから、そういう意味で、本当の誘導したい地域に集積をしていただけるように指定をしていただきたいということです。

○記者

基本的には津波被害が甚大とか。

○五十嵐財務副大臣

津波とは限りませんが、基本的にそういう著しい被害があったところと考えております。それは津波以外にも、地震でいろいろ損害を受けた地域がおありになると思います。

[閉会]